様式第2号（第6条関係）

御保福第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

御杖村長

御杖村妊婦給付認定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

なお、子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に御杖村外に転出した場合には、御杖村の妊婦支援給付認定は自動的に取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この処分の通知を知った日の翌日から起算して60日以内に、御杖村長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、御杖村を被告として提起することができます。